主な指導事項について

共同生活援助・
障害者支援施設（施設入所支援及び生活介護等）・短期入所

重要事項説明書・利用契約書

重要事項説明書及び**利用契約書**について、不備がありましたので、見直しをしてください。

○「**サービス提供時間**」「**職員の勤務体制**」「**利用料金**」の記述が実態と異なる

○**運営規程**の記述と整合していない

運営規程

運営規程の記載に不備がありましたので、見直しをしてください。

・「サービス提供時間」「利用者から受領する費用の額」の記述ついて、実態と異なる。

・重要事項説明書の記述と整合していない。

身体的拘束等の禁止

○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。

○身体的拘束等の適正化のための**指針**を整備してください。

○従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施してください。

※令和4年4月1日から義務化

※身体的拘束等の適正化のための委員会・研修については、虐待の防止のための委員会・研修とあわせて実施しても構いません。

勤務体制の確保等

○**勤務表**について、「**従業者の日々の勤務時間**」「**常勤・非常勤の別**」「**管理者との兼務関係**」等を明記してください。

○**ハラスメント防止**について、**方針等の明確化**及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な**体制の整備**などの措置を講じてください。

＊中小企業も令和4年4月1日から義務化

契約支給量の報告等

サービスの利用に係る契約内容の報告をしていない例がありました。

つきましては、利用者との契約を締結・変更・終了したときは、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

個別支援計画の作成等

○個別支援会議について、開催しているか記録がなく確認できない例がありましたので、適切に記録し、保管してください。

○個別支援計画について、支援目標の達成時期を記載してください。

○個別支援計画について、利用者及び家族の要望の記載が抜けている例がありましたので、利用者及び家族の要望を記載してください。

個別支援計画の作成等

○個別支援計画について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たことが確認できない例がありました。

○**モニタリング**について、

・実施記録を確認できませんでした。

・一部漏れがありました。

○サービスの継続に係る個別支援計画について、利用者から文書により同意を得ることが遅れている例がありましたので、遅滞なく同意を得て交付してください。

虐待の防止

〇虐待の防止のための研修について、一部の従業者に実施していませんでした。

つきましては、全ての従業者に対し定期的（年1回以上）に研修を実施するとともに、新規採用時にも必ず虐待防止の研修を実施してください。

〇虐待防止のための指針を整備してください。

〇虐待防止のための対策を検討する委員会、責任者の設置がありませんでした。

※令和4年4月1日から義務化

※虐待の防止のための委員会・研修については、身体的拘束等の適正化のための委員会・研修とあわせて実施しても構いません。

サービス提供記録

サービス提供記録について、サービスを提供した旨の確認を利用者等から受けているか確認できませんでしたので、サービスを提供した旨の確認を利用者等から受けてください。

定員の遵守

○定員を超えている日がありましたので、利用定員を超えてサービスの提供を行わないでください。

定員超過減算にあたる場合は給付費の返還をしなければなりません。

定員超過減算にあたらない場合においても、定員については必ず守ってください。

福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算について、賃金改善を行う方法等を職員に口頭で周知しているとのことでした。

　つきましては、障害福祉サービス等処遇改善計画書等を用いて職員に周知してください。